

東北女子短期大学

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

- 1 東北女子短期大学新型コロナウイルス感染症対策体制
- 2 学生及び教職員に対する感染拡大防止のための対策
- 3 サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的内容
- 4 出校停止措置及び臨時休業措置

補 足

（1）出校停止措置

- ① 出校停止措置の実施
- ② 出校停止の通知
- ③ 出校停止の解除

（2）臨時休業措置

- ① 臨時休業措置の実施
- ② 臨時休業期間中における学生及び保護者への対応
- ③ 臨時休業中に大学で対応すべき事項
- ④ 臨時休業中の教育活動の実施
- ⑤ 臨時休業措置の解除

- 5 学友会活動・各種行事への参加及び開催について
- 6 入寮者について
- 7 臨時休業中の教職員の業務体制
- 8 臨時休業が長引いた場合の対応

【緊急対応】

学校活動中に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

- 1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応
- 2 感染防止策の実施
- 3 症状確認
- 4 大学での発症が確認され臨時休業の通知が出された場合の対応

1. 東北女子短期大学新型コロナウイルス感染症対策体制

(目的)

新型コロナウイルス感染症対策として、国内外に新型コロナウイルス感染症が発生し、またはその疑いがある場合に、その状況を的確に把握し、学生及び教職員の安全を確保して、緊急かつ総合的に対応するため、危機管理の視点から、以下の体制を取るものとする。

東北女子短期大学新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「東北女子短期大学新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限に止めるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなど、対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 学長
副本部長 事務長，学務課長，学生課長
本部長 学科長（生活科，保育科），学務委員長，学生委員長

3 会議

会議は、本部長（学長）が招集し開催する。本部長が実務できないときは、副本部長が職務を代行する。また、必要に応じ、学校医等の出席を求め、専門的な意見を聴取し新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議をする。

決定事項については、理事長（実務できないときは責任理事）に連絡し、必ず了承を得て決定とする。

4 協議事項

情報収集・周知，サーベイランス（健康状態の監視），感染拡大防止対策の強化，行事・学友会等への対応，臨時休業措置への対応（学習・生活指導・連絡体制），学校再開への対応等

□ 学生及び教職員に対する感染拡大防止のための対策（正しい情報の提供）

※厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf.seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

※青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

2. 学生及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

(1) 「咳エチケット」の徹底

- ① 咳・くしゃみの際はティッシュまたは袖の内側などで口や鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ② 鼻汁・痰などを含んだティッシュは、すぐにフタ付きの専用ゴミ箱に捨てる。
- ③ 咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

(2) 学内の環境衛生の維持

- ① 換気の徹底
- ② 石鹸・消毒液の設置
- ③ ゴム手袋・ビニール手袋の準備
- ④ 防具服の準備（可能な場合）

(3) 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛

- ① コンサート、ゲームセンター、カラオケ店、映画館等への立ち入り自粛
- ② 歓送迎会や5人以上が長時間にわたって集まる会合の自粛
- ③ 校内における集会、会議等の自粛
- ④ 海外旅行や国内旅行等の不必要な移動の自粛

(4) 海外渡航からの帰国、検疫を通過した後の対応

潜伏期間があり、検疫を通過しても安心できないことから、海外から帰国後2週間は十分な健康観察が必要である。特に教職員等は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い・うがいを徹底するなど、感染予防に万全を期すことが重要である。

3. サーベイランス（健康状態の監視）等の具体的内容

(1) 学生・教職員は、毎朝検温を行うなど、健康状態を確認する。

(2) 発熱・倦怠感・のどの痛みなどの呼吸器症状に違和感があれば、絶対に登校せず、「帰国者・接触者相談センター」・「保健所」・「主治医」に予め電話等で連絡相談し、受診方法等について指示を受けてから、マスクをして受診する。

(3) 可能な限り自家用車を用いるなど、公共交通機関は利用しない。

(4) 大学は、学生・教職員本人及び家族の発熱や呼吸器症状等の有無を確認し、これを適宜まとめ、健康状態を把握する。

(5) 感染者が確認された場合、関係所轄及び県教員委員会に報告する。

(6) 朝の検温で平熱より高い学生・教職員がいる場合は、記録を取って経過観察する。

(7) 登校後に疑わしい症状が確認された場合は、再度健康状態をチェックし、状況に応じて一時避難し、関係所轄に連絡する。

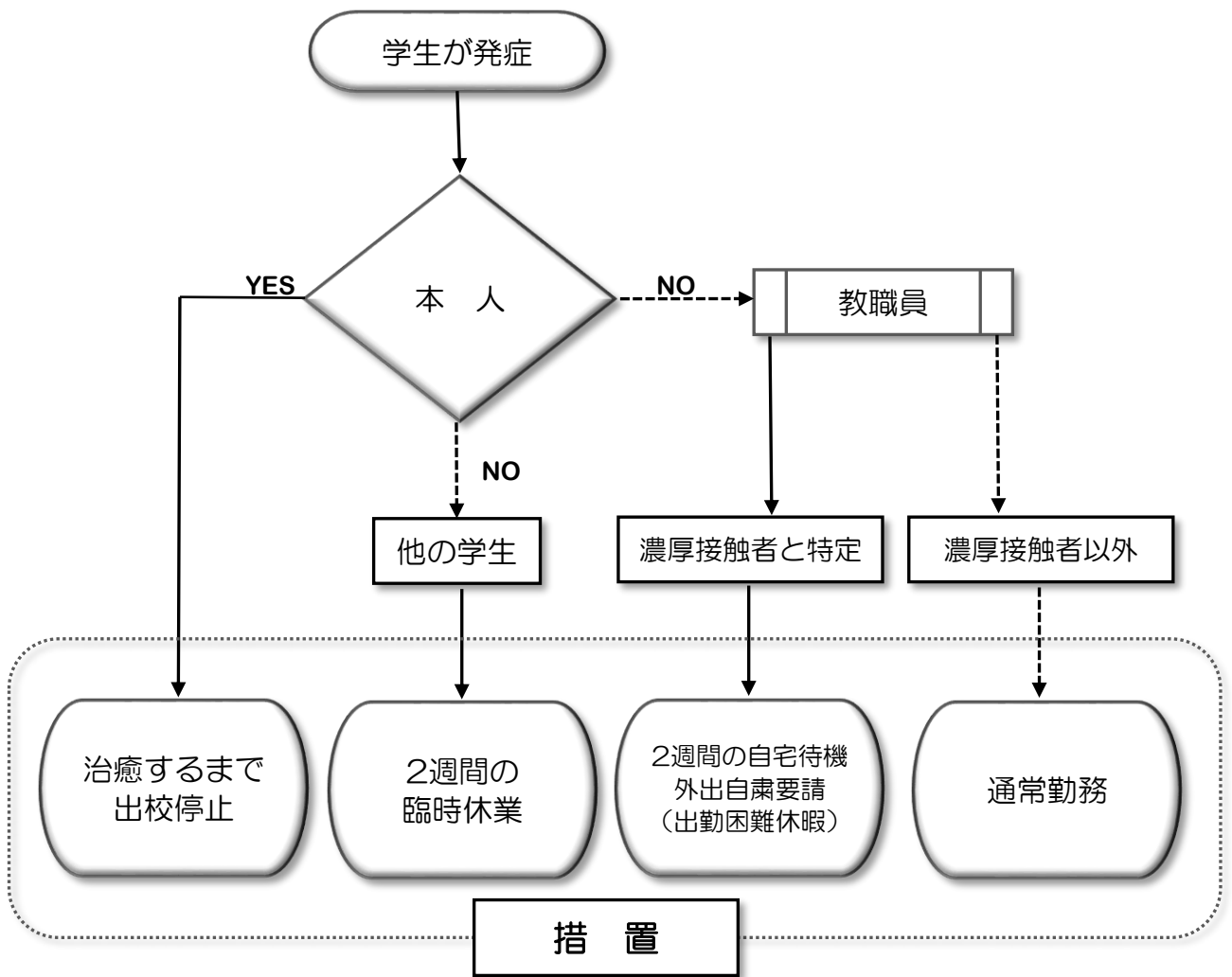
4. 出校停止措置及び臨時休業措置

出校停止措置及び休業措置については、状況に応じ、以下のように対応する

(1) 学生が発症した場合

- ① 発症した学生 → 出校停止（学校保健安全法第19条）
- ② 発症した者以外の学生 → 学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法20条）

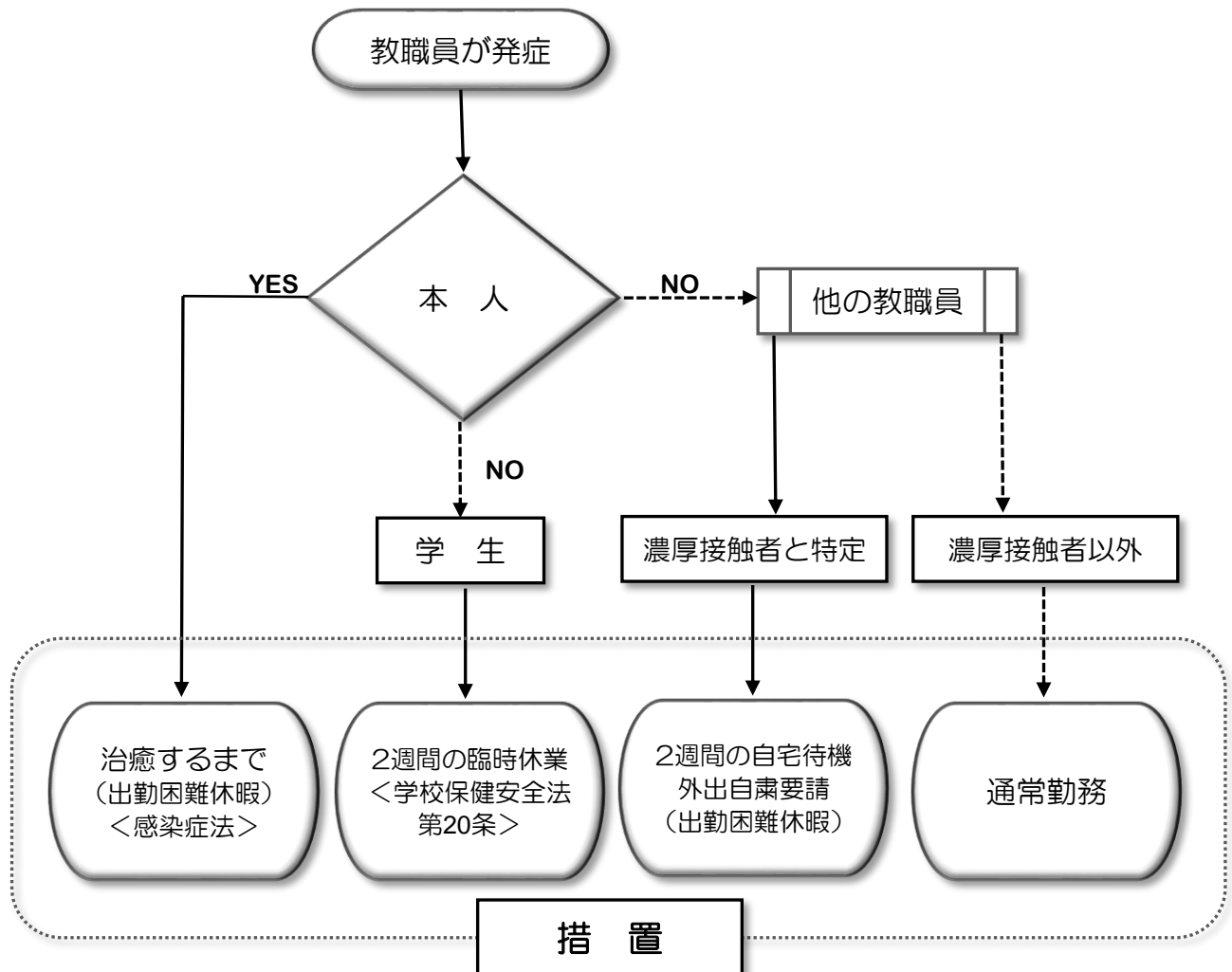
※ 学生の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定された場合、学生は2週間の出校停止となる。



(2) 教職員が発症した場合

- ① 発症した教職員 → 就業制限（感染症法第18条）
- ② 発症した者が所属する学校における学生 → 学校全部または一部の臨時休業（学校保健安全法20条）

※ 教職員の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定された場合、教職員は、2週間の自宅待機・外出自粛。



【補 足】

- 学生または教職員が濃厚接触者として特定され、発症していない場合は、当該学生及び教職員は、2週間の自宅待機・外出自粛とする。学生の取り扱いについては、出校停止とする。なお、濃厚接触者以外の者は、通常登校（勤務）となるが、2週間の検温・健康観察を必ず行う。
- 地域における流行早期の段階において、当該大学に感染者が等がない場合でも、積極的な臨時休業を行うこともある。
- 医療ケアを必要とする学生については、主治医や学校医・医療ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従う。なお、医療ケアを必要としないが、基礎疾患のある学生についても同様の対応とする。
- 学生において、発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は、学長の判断で出校停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は、出勤自粛となる。

（1）出校停止措置

① 出校停止措置の実施

学長は、学生または教職員の中に、新型コロナウイルス感染症及び同ウイルス感染症への感染が疑われる者が出た場合、医療機関の受診結果を聴取の上、速やかに出校停止処置を取る。（決定の前には、必ず法人理事長に報告し許可を取る。）

② 出校停止の通知

学長は、出校停止とした学生の保護者に対し、出校停止したことを通知する。その際に学生の外出自粛など出校停止中に自宅で留意すべき事項について指示する。

③ 出校停止の解除

学長は、出校停止した学生の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型コロナウイルス感染症の発症の可能性がないと判断した場合、出校停止中の学生または教職員に対し、出校停止等の措置を解除する。

（2）臨時休業措置

① 臨時休業措置の実施

学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。また、臨時休業の発令は法人理事長の許可を得る。

② 臨時休業期間中における学生及び保護者への対応

学長は、学生の保護者に対し臨時休業の理由を通知する。また、学生に対し、臨時休業中の不要不急の外出や学生同士の接触を慎むなど、臨時休業期間の過ごし方について指導するとともに、学生の保護者に対し、前述の内容、家庭で留意すべき事項について確実に伝える。

③ 臨時休業中に大学で対応すべき事項

学長は、臨時休業期間中における学生及び教職員の健康状態の把握に努める。また、臨時休業の措置を取った場合は、校舎の机・椅子・出入り口のドア等、接触感染の原因となる箇所について消毒を行う。

④ 臨時休業期間中の教育活動の実施

学生に対して、臨時休業期間中の学習の進め方については、可能な範囲で指導する。臨時休業期間中の教育は、課題提示等を含め自学自習を基本とするが、具体的な方策については対策本部にて検討する。

⑤ 臨時休業措置の解除

学長は、臨時休業中の学生等の健康状態を定期的に確認するとともに、学校医等が臨時休業措置の解除が適当と判断した段階でこの措置を解除する。ただし、学生本人の健康状態が良好であっても、同居する家族等に感染の症状が残っている場合は、その学生の出校は認めない。

5. 学友会活動・各種行事への参加及び開催について

- (1) 学友会活動や他校との交流行事を実施する場合は、状況を的確に踏まえた上で学長の許可を得る。
- (2) 各種行事の開催は、感染状況を踏まえ、居住市町村を管轄する保健所と相談し、主催者と大学で協議の上、その開催及び対応について検討する。
- (3) 新型コロナウイルス感染が学内で発生し、臨時休業等の措置を講じている場合は、学友会活動及び各種行事への参加・開催は原則禁止する。

6. 入寮者について

- (1) 学寮を利用している学生は、出校停止措置または臨時休業措置が取られている場合は原則として保護者等に連絡をして自宅に戻すものとする。
- (2) 入寮者は、サーベイランス（健康監視）の目的から、毎朝の検温と体調のチェックを行い、「体調管理自己点検表」に記録させる。少しでも異常が感じられた場合は、すぐにクラス担任へ報告させる。

7. 臨時休業中の教職員の業務体制

臨時休業中は、大学自体が新型コロナウイルス感染症の感染場所になる危険があると判断された場合、教職員の出勤も自粛する。ただし、学校再開や運営上の必要がある場合、その業務に関わる職員を出勤させることがある。その場合も、職員の健康状態や学校の環境等を十分配慮する。

8. 臨時休業中が長引いた場合の対応

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、臨時休業が長期にわたる場合は、夏季休業や冬季休業等を学業期間に振り替えることがある。その具体的な対応については、対策本部にて慎重に審議する。

【緊急対応】

学校活動中に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(訴えのあった学生等の一時的隔離)

(1) 教室等で訴えがあった場合

感染を出来るだけ防止するために、他の学生等と接触させないように、当該学生等をその時点で使用してない教室等へ移動させ休ませる。

(2) 保健室で訴えがあった場合

すでに他の学生が入室している場合は、訴えのあった学生を入室させる前に、他の学生を退室させるか、訴えのあった学生を使用してない教室等へ移動させる。

他の学生の入室がない場合は、保健室担当教員への感染がないように十分距離を取るなど、適切な対応をして管理職に連絡する。

2 感染防止策の実施

(1) 学内での感染防止を図るため、学生にマスク着用を促す。訴えのあった学生に直接対応する教職員等にもマスク、ゴム手袋、ゴーグル等を着用する。

(2) 石鹸と流水による手洗い、消毒用アルコールや速乾性擦式消毒用エタノール等で手指消毒を行う。

(3) 訴えのあった学生等が使用したティッシュペーパー類は、蓋付きのゴミ箱（ビニール袋の代用可）に捨てるよう指導する。

3 症状確認

体温や呼吸器症状、その他の身体症状を確認する。その後は、保護者や管轄保健所等へ連絡する。保健所から要請があった場合は、学生の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。ただし、二次感染を避けるため、必ず責任ある者の指示によること。

4 学校での発症が確認され臨時休業措置が取られた場合の対応

(1) 学生に感染予防指導を行い、臨時休業中の過ごし方を徹底させる。

(2) 保護者宛に文書を配布し、臨時休業とその後の協力を仰ぐ。

(3) 体調が悪い学生については、保護者に連絡し迎えを依頼する。